

占部用水碑

現在の国正、中村、定国および正名は、占部日良麻呂（ひらまる）という国司が平安時代の866（貞観8）年に開墾をした。その名をとって4村を占部と呼んでいる。墾された田は「天水田」で雨水を頼りにする他はなく、日照りが数十日にも及ぶときは、農作物はすべて枯死して被害を受け、村民の苦しみが長く続いた。中でも1597（慶長2）年の日照りは厳しく、村人はその日の食べ物にも事欠く有様で、田畑を捨てて村をでる人が続出した。これに心を痛めた正名村の野本新十郎と中村の渡邊弥蔵が奮い立って、慶長3年から水路を開削し乙川の水を引こうと考えた。乙川と矢作川の合流する天白より占部までは8kmあり、莫大な経費がかかった。そのため、用水の工事には村人の反対が続いたが、2人は代々受け継いできた田や宅地をすべて売り払い、5年の歳月を費やし、1603（慶長8）年に完成した。その後、村々は2人の功績に感謝し占部川神社を設立し、毎年6月16日に「水恩忌」としてお祭りが行われている。

1883（明治16）年に愛知県知事の指示で占部用水が改修され、1885（明治18）年2人の献身的な偉業を後世に伝えるため、1885（明治18）年に碑が建立された。当時は占部川の思案橋の袂にあったが、1952（昭和27）年に占部川神社に移転された。

・占部用水碑（表）

占部用水碑

几起事業者非捨一身之利而謀衆庶之益則不能遺功於百世今見之鮮矣而求之於古則有其人焉
碧海郡占部郷古昔三河守守護職宿平麻呂居茲始闢荒蕪起新田撫恤鄭民郷民思慕之建祠祀之
即占部神社是也後分為四村曰正名曰定國曰中村曰国正然地形乾燥未得用水之利村民憂之者
久至慶長年間野本新十郎渡邊弥蔵慨然奮起欲開鑿水路導矢作川之水灌四村之田請之於岡崎
藩然自矢作川至四村殆二里許左右堤防要敷地者几六町二反六畝餘沿道村民惜裘其地又恐生
水害異請沮之於是二氏往江戸請之於幕府又歸村慰諭沮之者東奔西走周旋最苦經六年其議始
諧官允其請實慶長八年四月十五日也其間鉅費雖四村出之而不足充之二氏負之遂至口世穢之
田及宅地一家殆蕩盡而欣然無悔色無幾而水路之功成稱之占部川四村之田因之占灌溉之利收
豐稔之功衆民感泣仰二氏如父母以每年六月十六日設追祀之典以為恒例其後分之供引用者凡
四西手分水也宮地分水也野畑分水也高須分水也於是其利之及他村者愈廣矣然而本流堤防最
脆而低一朝大雨川東之惡水合流乎此汎濫於沿川耕地而旱則分水之用亦不能飽於注入以是村
民常不免旱雨之二害明治十六年縣令國貞廉平君命土木課長黒川治愿改設閘門高堅堤防更開
鑿新渠分為數派式設樋管式施架築築堤導水以供灌田疏惡水者不違具學又自本川流末渡寬於
廣田川直達幡豆郡米野村於是曩之二害全除而灌溉之澤延覃於碧海額田幡豆三郡之内二十六
村顧占部川一帶支流也而其利之大如此是雖繇改修便然而非有往昔野本渡邊二氏之創業焉口
得至於此乎閱舊誌占部六郎季武之裔至野本新平從徳川氏屢有戰功其子乃野本新十郎也渡邊
綱之裔滿綱仕足利氏有功領三河占部莊其末孫乃渡邊彌蔵也嗚呼二氏是非尋常農家宜平忘己
破産而遺衆庶之利於百世此非所謂古有其人者乎四村之民不忘其本欲立碑以傳不朽來乞余撰
文乃探其源委溯於二氏之功者如此

明治十八年歲次乙酉三月

愛知縣今從五位勝間田稔題額

几：キ、つくえ、ひじかけ、 於：=悟（さからう）、 焉：エン、ここ（に）

恤：シュツ、あわ（れむ） 祠：シ、ほこら、 祀：シ、まつ（る）

諧：カイ、かな（う）、 鉅：キョ、おお（い）、 穢：=襲、 喪：=喪、 蕩：とろ（ける）

盡：つ（きる）、 悔：く（いる）、 愈：ユ、い（やす）、 矣：イ、 旱：ひでり

渠：キョ、みぞ、 閘：コウ、ひのくち、水門、 疏：シヨ、とお（す）

違：コウ、あわ（てる）、 曩：ドウ、さき、ひさ（しい）、 覃：エン、の（びる）

繇：=謡、 口：=能、 屢：ロウ、しばしば、 溯：ソ、さかのぼ(る)、

[乙酉]

乙酉(きのととり、いつゆう)は、干支の一つ。干支の組み合わせの22番目で、前は甲申、次は丙戌である。陰陽五行では、十干の乙は陰の木、十二支の酉は陰の金で、相剋(金剋木)である。1885(明治18)年は乙酉である。

[歳次]

歳次(さいじ)は歳星(=木星)の次(=宿り)の意。昔、中国の天文学で、二十八宿を分けて一二次とし、歳星は1年に一次を移り、12年で天を一周することから。年のめぐり。干支とともに用いる。

・占部用水碑(裏下)

国正村	磯谷	新六
	小島	網造
	渡邊	萬造
中村	渡邊	半蔵
	岩瀬	仙蔵
定国村	太田吉五郎	
	山本	淺吉
正名村	野本七三郎	
	加藤	健蔵
	平井孫四郎	

・占部用水碑(右側面)

発起人総代	定国村	山本茂七郎
同	中村	平井要造

[卜部季武(950?~1022?)]

卜部季武(うらべのすえたけ)は、平安時代中期の武将。正式な名は平季武(たいらのすえたけ)。源頼光に仕え、渡辺綱を筆頭とする頼光四天王の一人とされる。能「大江山」の酒呑童子退治や、神楽「土蜘蛛」「子持山姥」「滝夜叉姫」に登場することで有名。

[渡辺綱(953~1025)]

渡辺綱(わたなべのつな)は、平安時代中期の武将。源宛の子。嵯峨源氏の源融の子孫で、正式な名のりは源綱(みなものつな)。通称は渡辺源次。頼光四天王の筆頭として知られる。渡辺氏の祖。徳川家康に仕えて「槍の半蔵」として著名な渡辺半蔵守綱及びその一族の三河渡辺氏も、渡辺綱の後裔とされる。

[国貞廉平(1841~188)]

国貞廉平(くにさだれんぺい)は、幕末の長州藩士、明治期の官僚。愛知県令。1880年3月8日、愛知県令に就任。自由民権運動の最盛期であり、県会と衝突を重ねたが、備荒儲蓄法、公娼・席貸営業廃止運動については県会と協力して推進した。

[黒川治愿(1847~1897)]

黒川治愿(くろかわはるよし)は美濃国出身の技術者。愛知県技師として多くの土木・治水事業に関わった。1875年(明治8年)に愛知県吏(十二等出仕)となって土木事務に就く。県令・安場保和の案で堀川の上流に当たる大幸川を延伸、矢田川を伏越で越えて庄内川に繋ぎ、さらに新木津用水を庄内川まで繋いで運河として一体で運用する計画が立てられ、治愿はこれに携わった。1877年(明治10年)10月には、矢田川までの区間が竣工。この部分のはちに治愿に因んで黒川と呼ばれるようになった

[勝間田稔 (1843~1906)]

勝間田稔 (かつまたみのる) は、幕末の長州藩士、明治期の内務官僚。県知事、宮内省図書頭。1885年に愛知県令に登用され、1886年に地方官官制改正に伴い同県知事となる。以後、愛媛県・宮城県・新潟県の各知事を歴任。



国貞廉平



黒川治愿



勝間田稔



占部用水記念碑1 20150725



占部用水記念碑2 20150725



占部用水記念碑3 20150725



占部用水碑大正10年頃 手前は思案橋



本項は以下の資料を引用している。

[大嘗祭 悠紀斎田]

筆者： 野々山 克彦

監修： 野村 弘、都築 末二、山崎 鉦司、越山 義之

発行日：2014（平成26）年4月1日

印刷所：永田印刷所

[六ツ美南部の歴史・文化を紐解く]

著者 岡崎市立六ツ美南部小学校 高須 亮平

発行日 2012（平成24）年3月31日 初版発行

印刷所 ブラザー印刷株式会社

[六ツ美村誌]

編者 六ツ美村是調査会
 発行 六ツ美村是調査会
 発行日 1926（大正 15）年 12 月 1 日
 発行所 日新堂書店
 印刷所 活版印刷所

六ツ美村誌には碑文が次のように記載されている

凡起事業者非捨一身之利而謀衆庶之益則不能遺功悟百世今見之鮮矣而求之古則有其人焉碧海郡占部郷古昔三河守守護職宿平磨居茲始闢荒蕪起新田撫恤鄉民思慕之建祠祀之即占部神社是也後分爲四村曰正名曰定國曰中村曰國正然地形乾燥未得用水之利村民憂之者久至慶長年間野本新十郎渡邊彌藏慨然奮起欲開鑿水路導矢作川之水灌四村之田請之於岡崎藩然自矢作川至四村頗殆二里許左右堤防要敷地者凡六町二反六畝餘裕道村民惜羨其他又恐生水害異議沮之於是二氏往江戶請之幕府又歸村慰諭沮之者東奔西走周旋最苦經六年其議始濟官允其請實慶長八年四月十五日也其間缺責雖四村出入之而不足充之負之遂至裘世襲之田宅地一家殆蕩盡而欣然悔色無幾而水路之功成稱之占部川四村之田因之占灌之利收豐稔之功衆民感泣仰二氏如父母以每年六月十六日設追祀之典手舛水也宮地分水也野畑分水也高須分水也於是他村者愈廣矣然而本流堤防最脆而低一朝大雨川末之惡水合乎狀濫汎於沿川耕地而旱則分水分用亦不能飽於注人以是村民常不免旱雨之二害明治十六年縣令國貞廉平君命土木課長黒川治愿改設閘門高堅堤防更開鑿新渠分爲數派式設樋管式施架築堤導水以供灌田疏惡水者不遑具舉又自本川流末渡寛於廣田川直達幡豆郡米野村於是曩之二害全除而灌溉之澤延長西早於碧海額田幡豆郡内二十六村須占部一帶之支流也而其利大如此是雖繇改修便然而有往昔野本渡邊二氏之創業焉能得至於此乎閱舊誌占部六郎季武裔野本新平從德川氏屬有戰功其子即野本新十郎也渡邊綱之裔滿綱仕足利氏有功領三河占部庄其末孫乃渡邊彌藏也嗚呼二氏是非尋常農家宜乎忘已破產而遺衆庶之利於百世狀非所謂古有其人者乎四村之民不忘其本欲立之碑以傳不朽來乞余撰文乃採其源委溯於二氏之功者如狀

明治十八年歲丁酉三月

愛知縣令從五位

勝間田

稔題額

竹 隲 飯 田 俊 撰
 南 厓 飯 沼 守 一 書